

支援策	施策概要	主な条件等	相談窓口
給付 持続化給付金	給付額: 200万円以内 (法人) 100万円以内 (個人事業主)	①小売業、製造業、飲食業などで事業収入を得ている法人、個人 ②感染症の影響で、前年同月比50%の売り上げ減少	持続化給付金コールセンター 0120-115-570 小野町商工会 72-3228
給付 県休業給付金	給付額: 1事業者につき 10万円 賃貸物件で営業 10万円加算 複数事業所で営業 20万円加算	①福島県内に事業所がある中小企業や個人事業主 ②福島県からの休業要請に応じた場合 ③休業要請されていない業種への支給を検討中	福島県緊急事態措置 コールセンター 024-521-8643
補填 肉用牛肥育経営安定 特別対策(牛マルキン)	補填額: 粗収益が生産費を下回った場合、 下回った額の90%を補填	①拠出金を支払っていること ②肥育牛1頭当たりの粗収益が生産費を下回った場合	福島県畜産振興協会 024-573-0515
利子補給 小野町中小企業借入利子 補給制度	次の融資に対する 利子補給 (令和2年1月支払い分から2年間分) 小野町中小企業経営合理化資金 日本政策金融公庫経営改善資金 福島県商工事業協同組合事業資金	①感染症の影響で年収が前年比10%以上減少見込み ②他の特別利子補給制度を受けていないこと	役場・産業振興課 72-6938 小野町商工会 72-3228
融資 危機関連保証 セーフティネット保証4号 セーフティネット保証5号	(危機)保証率: 借入債務の100% 保証枠: 一般枠とは別枠で 最大2.8億円 〔4号)保証率: 借入債務の100% } 併用可だが、 〔5号)保証率: 借入債務の80% } 同じ枠になる 保証枠: 一般枠とは別枠で 最大2.8億円	(危機)売上高が前年同月・同期比15%以上減少して (4号)売上高が前年同月・同期比20%以上減少している (5号)売上高が前年同月・同期比5%以上減少している	福島県信用保証協会 郡山支店 024-932-2769
融資 新型コロナウイルス 特別貸付 (政府系・無利子無担保融資) 関連 生活衛生事業者、旅館・ 飲食店・喫茶店向け	貸付額: 別枠3億円以内 (中小企業) 別枠6,000万円以内 (国民生活事業) 据置期間: 5年以内 償還期間: 20年以内ほか	感染症の影響を受け、最近1か月の売上高が前年又は前々年同月比5%以上減少	日本政策金融公庫 福島支店(中小・国民生活) 024-522-9241 郡山支店(国民生活) 024-923-7140
融資 商工中金・危機対応融資	貸付額: 3億円以内 据置期間: 5年以内 償還期間: 20年以内ほか	感染症の影響を受け、最近1か月の売上高が前年又は前々年同月比5%以上減少	商工組合中央金庫相談窓口 0120-542-711
融資 新型コロナウイルス 対策マル経融資	貸付額: 別枠1,000万円以内 据置期間: 4年以内ほか 償還期間: 10年以内ほか	①感染症の影響を受け、最近1か月の売上高が前年又は前々年同月比5%以上減少 ②商工会の実施する経営指導を受けており、商工会長の推薦が必要	日本政策金融公庫の支店 または小野町商工会 72-3228

※掲載した施策は主なもので、このほかにも支援措置があります。役場、関連行政機関・団体等にご相談ください。

※表中「新型コロナウイルス感染症」を略して「感染症」と表記しています。